

# 企業所有地で展開する雑木林保育の経過と課題 Progress and problem of Coppicing by NPO in company's woodlands

NPO 法人苫東環境コモンズ

事務局 草苅 健

NPO TOMATOH Environmental Commons

Manager Takeshi KUSAKARI

## 1. 活動にいたった背景

わたしたち市民はしばしば、身近な公園や里山的な場に心地よさを感じ、その場所に行き来を繰り返すようになる。しかし、地域には森や林が存在はするが、往々にして個人や企業の目的の外であったり管理経費の問題で放置されることは多く、これは地域資源活用の観点からみて地域の重大な損失である。わたしたちは北海道の千歳空港にほど近く、太平洋に面した苫小牧東部工業基地（以下、苫東）の会社所有の広葉樹二次林（以下、雑木林）に着目し、所有者の許可のもとで雑木林の手入れを行ってきた。以下、その経過と課題について、環境コモンズの視点を加えて報告する。

この雑木林には過去に次の3つの段階がある。第1期は、明治・大正・昭和の開拓期から昭和40年代半ばまでの、防風林を残しながら農地開拓と薪炭林づくりが行われた時期、第2期は、農家から買収した農地と林地、原野等を北海道企業局と苫小牧東部開発(株)（苫東工業基地の開発主体）が、「公害のない緑豊かな工業基地」を目指して、緑の付加価値を評価して管理保全してきた時期（昭和40年代半ば～平成9年前後）である。続く第3期は会社の経営破綻により業務内容を縮小した新会社が、緑地の管理まで手が回らず、台風の風倒木処理など最低限の管理に移行した時期である。結果的には一部の森林を除いて、雑木林の資質や景観が著しく低下し始めた（平成10年前後～21年）。

現在は新しい展開の第4期にあたる。第4期は、土地所有者が管理できない山林について、平成6年から行われてきた奉仕活動のメンバーが活動を継続しながら、「新しい公共」のような立場でNPOを結成し、正式な保育の担い手として地域社会と関係者に名乗りをあげ活動を始めるという新しい段階である。NPOは、苫東がある勇払原野の従来からのファンをそこに吸引し、土地所有者との間で協定を結んで保育活動に従事（平成21年度～）しているが、その原動力になったのは、工業地域の新しい計画樹立の段階で、地域が広大な勇払原野の自然を有する工業基地を「地域の宝」と評する暗黙の合意のようなものが生

表1 雑木林の保育の経過

平成2年	工業基地の関係者に所有者が雑木林保育の許可申請 ～H3 保育に関する各種調査
4年	許可申請が承諾、平木（ひらき）沼緑地の保育事業着手 ～H8
9年	同緑地で育林のコンペ開始 ～H11
11年	（森林所有者が交替し、保育滞りがちになる）
12年	同緑地で保育ボランティア（2名）が約20haを 除間伐しフットパス作設、管理 ～H20
21年	NPO設立、自治会と協働して大島山林70haの 手入れ着手

まれたことが大きい。この背景には、「大企業優先」で「公害垂れ流しの工業開発」と目され自然保護運動等の側から反対の矢面に曝されてきた工業開発が、実際は理不尽な自然破壊を伴うことなく、自律的に自然共生型の開発で推移してきたことへの安堵あるいは信

頼のようなものが醸成されてきたからではないかと推察する。さらにこの背景には、北海

道が全国に先駆けて条例化した環境アセスメントの保全計画とその遂行が影響しているものと思われる。第4期までの保育の経過を表1に示す。この報告では第3期の直前、市民参加で行われた育林のコンペ前後から現在までを取り上げて、企業所有山林の市民活動を考えてみる。

## 2. 活動の内容

### (1) 胎動期の活動と実績

市民の保育活動の核になった部分は、苫東地域東端にある平木沼緑地で会社が実施して



いた保育事業エリアである。この事業に並行し、市民参加の保育を手がけたのが市民と雑木林の関わりの始まりである（平成6年）。平成9年には市民が参加できる育林のエリアを広げ0.5haずつ5カ所、計2.5ha設定し育林の作業コンペを開始した（写真＝作業風景）。5グループの育林の活動は3シーズンにわたり、各グループが各々の都合にあわせ自由に林に入り、独自の保育計画に基づいて進めた。作業に必要な道具などはすべて参加者持ちで、主催者が用意したのはエリアの看板程度だった。また、活動の前にひととおり保育の現地研修を開催し、「火気の取り扱い」「（未立木地の）穴を作りすぎない」「伐採は劣勢木を中心にする」など基本的な事項を申し合わせた。コンペの最終ステージでは森林美学的側面、林業的な側面、生態学的な側面から専門家の評価を受けつつ、ワークショップのような形で終了した。

それとは別に平成12年から同じように土地所有者の許可を得て、管理小屋を中心に年間1～3ha程度の除間伐も進めた。このようにして順次より快適な手入れされた雑木林モデルをつくり、それを「手自然」と呼びながら最終的には手入れした約20haの雑木林に、ササを刈り払っただけの簡単な散策路を設けて管理と利用をしてきた。

この間、活動のコーディネーター（筆者）は土地所有者である会社に毎年度の保育計画を提出し、森林法の届け出や保健保安林の伐採許可に遺漏のないようにした。幸い、苫小牧を中心とした作業エリアは、積雪が最大でもほぼ30cm以下で厳冬期でも辛うじて車両が林道に入ることができるため、10月下旬から4月まで毎週保育作業が可能であり、週末だけ作業可能なサラリーマンながらチェーンソーを使って一人1シーズンにほぼ1haの除間伐ができた。作業の進行経過は毎週、ホームページに報告していたために、美しく手入れされた雑木林には問い合わせがあり、来訪者が顔を見せるようになった。

この間、活動のコーディネーター（筆者）は土地所有者である会社に毎年度の保育計画を提出し、森林法の届け出や保健保安林の伐採許可に遺漏のないようにした。幸い、苫小牧を中心とした作業エリアは、積雪が最大でもほぼ30cm以下で厳冬期でも辛うじて車両が林道に入ることができるため、10月下旬から4月まで毎週保育作業が可能であり、週末だけ作業可能なサラリーマンながらチェーンソーを使って一人1シーズンにほぼ1haの除間伐ができた。作業の進行経過は毎週、ホームページに報告していたために、美しく手入れされた雑木林には問い合わせがあり、来訪者が顔を見せるようになった。

### (2) NPOの法人化と協定

しかし、苫東のかつての美林のいくつかは荒れて放置されたままだった。19年秋、筆者が任意団体を率いる個人として新たに山林の保育申請をしたところ、安全の保証等について担当者との行き違いがあり不許可扱いになった。当方は何故不許可になったのか、今後のために書面で理由を明示して欲しいと申し出たが、結論は出ず交渉は次年度送りになった。この出来事に対する反省が、NPO設立の起爆剤になった。つまり、ほぼ個人に近い申請ではなく、「目的を明確にした」「法人格」をもった組織が正式に「諸手続き」をして、できれば土地所有者と明確な管理の「協定」を結んで取り組むのが管理の本筋ではなかったか、と反省し方針を変えた。まず20年度当初から多様な関係者の声を聞きながら、土地所有者

とは緑地管理の基本方針について改めて念入りな意見交換を行い、NPOが進める保育の正当性を理解してもらった。新聞等メディアは、市民サイドの保全と利活用を盛り込んだNPOの「環境コモンズ」の概念に関心をよせ報道した。この経過を踏まえ平成21年度後半に法人認可を受けたNPOは、30年以上ほぼ放置されてきた70haの保全緑地「大島山林」（苫東地域最北部）全体の風倒木処理、ツル切り・除伐を開始し、隣接する自治会有志および札幌の支援グループの協力を得て、活動をスタートさせることができた。

### 3. 現状における課題と解決方法

#### (1) コミュニケーションと合意形成

冒頭でも述べたとおり、北海道のわたしたちの身の回りや沿道には、放置された森林が少なくない。そのような光景があまり気にならない人もゼロではないが、むしろ内心はなんとかならないものか、と思いつつやや諦め顔で見ている人は意外と数多くいる。案の定、手入れされた林を市民に見せると、やはりずっと気持ちが良いという評価が出される。一方、林の手入れをしてみたい人も少なくない。そのためにチェーンソーワークや手入れの技術を学びたいという人も主として札幌や苫小牧など都市部を中心に少なからずいるのがわかってきた。しかし、その間を取り次ぐ仕組みがない。また環境や景観を改善したいという人材を育成し束ねるしかけもまだ機能していない。そのような中で、わたしたちのような、企業の持っている山林や個人山林は、活路がある。そこに必要なのは、人対人の親密度、信頼関係であり、その情報網がもしつながれば山林提供者と労力提供者の需給関係は割とスムーズに成立する。そこでは不断のコミュニケーションと合意形成が課題である。

#### (2) 保育にいたるまでの課題

実際、土地所有者にも一定程度の安全の保障ができ技術指針に問題がなければ、管理を任せても良いと考えている法人がある。そこに需要と供給の間をコーディネートする中間組織や人材グループが見えないという問題はあるが、ここでは、所有者と利用者の両方を経験してきた立場から、法人所有の山林を市民グループが一定のルールの下で保育していかうとする場合の所有者、市民側双方から見た問題点をしぼってみよう(表2)。

表2 市民参加の身近な林の保育に横たわる問題点

所有者からみた問題点	保育作業する市民側から見た問題点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育技術、保育手法は万全なのか</li> <li>・ 保全目的に沿って実行できるのか (= 林が壊れないか)</li> <li>・ 乾燥時期の山火事は大丈夫か</li> <li>・ 林道が満員で通行の邪魔にならないか</li> <li>・ 既得権は発生しないか</li> <li>・ 発生材の処分はどうするつもりか</li> <li>・ 万が一の責任体制は大丈夫か</li> <li>・ 参加者のマナーは心配ないのか</li> <li>・ 「借りたらこっちのもの」になりやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なにかと制約が多くて自由度が少なすぎる(例：焚き火、材の利用など)</li> <li>・ 手続きが煩瑣である</li> <li>・ 個人としては信用がない</li> <li>・ 取り次いでくれる人がいない</li> <li>・ 所有者との信用関係を築くのが難しい</li> <li>・ せめて機材の燃料代程度は負担して欲しい</li> </ul>

土地所有者(場の提供)側が保育作業側(労力の提供)側に求める主たるものは、「技術力」「モラル」など資格面であり、保育作業側が土地所有者側に求めるのは、「作業以外のレクリエーション利用など多様な活動の受け入れ」など「自由度」だともおられる。前者の要求は、北海道では行政の森づくりセンターなどが技術指導をしてくれるからそこで研修をして自力で経験を積みれば達成できる。客観的に適切な手法であることを専門誌な

表3 環境コモンズの原型になるもの

ハスカップ摘み	勇払原野に自生する奨果樹ハスカップを自由な入会地のよう
苫東地区森林愛護組合	に採取するのが、地域の風物詩になっている
遠浅自治会	苫東工業基地の山火事防止と工場緑化を進める企業の任意団体
雑木林の保育事業	苫東の保全緑地を、用地買収される前から親しんでいた自治会。平成のはじめから一部の管理を分担
育林コンペ	土地所有者が雑木林を保育し、近隣の農家にほだ木を供給していた
勇払原野のファンクラブ	雑木林を保育したい市民6グループが0.5haずつ山林を借りて保育成果を競うイベント
	細切れで若い自然だが身近で親しみやすい勇払原野の多様な自然に、フリーアクセスで訪れてきた

どへレポートして  
おくことなども信  
頼獲得に役立つ。  
後者の自由度につ  
いては、双方の話  
し合いやすいわ  
せが必要である。  
しかし、どこまで

なら所有者が許容できるのか、協定書や合意書の形にまとめていくことで解決できる。ここで鍵になるのは、双方の信頼度であり、その関係が皆無の状態では、使用申請する方が無理である。結局、技術とマナーへの信頼を背景に正当性をどう提言できるかにかかる。

わたしたちは、その課題の解決のために、入会的に利用してきた地域の慣習と10数年に及ぶ活動(表3)をベースにして「環境コモンズ」という概念を取り入れ、関係者の合意をとることができた。苫東環境コモンズというNPOが、土地所有者と林の手入れ等全般の協定を締結し、この場で活動する正当性を認めてもらうまで法人化も含め丸2年を要した。

#### 4. 応用と展望

当NPOがこの企業の山林保育をこのように実行するようになった背景には、ハスカップ(奨果樹の一種)に代表される入会的な地域慣習と、マスコミにもしばしば取り上げられた市民の継続的な保育活動の実績がある。現状では地域の財産とも呼ばれる半ば公的な用地であるが、法律上は私有地であり、そこをコモンズ的に利活用するためには、土地所有者の開放に対する姿勢がすべての活動を制約するのは間違いないし、考え方の相違も相当あった。また、住宅地と隣接する山林ではさまざまな利害関係者が存在しているために、円滑な活動のためには丁寧な合意形成と自律的なルール化が求められた。それらはコツコツと丁寧に溝を埋めざるをえない。今後は、この自律的なルール化の幅を広げながらフィールドのキャパシティにみあったコモンズ活動を展開することだと考えている。

また、自律的なルール化を進めるとともに、勇払原野や苫東の里山的な雑木林や原野のファンを、組織化することも重要である。課題は、潜在的で、かつ、広域に存在するだろうファンの掘り起しである。広大な利用可能なフィールドの維持保全には多くの人の力が必要である。幸い、苫東の立地企業の職員がリフレッシュする場として、十分場所と情報を提供できることから、立地企業の中には企業の社会貢献の一環として団体会員になると検討している複数の会社も、これからの有力な担い手になるだろう。

このような環境コモンズの活動は、地域環境の提供を、行政や土地所有者に一方的に依存しないで、「あたらしい公共」として今後はグラウンドワーク的な展開になっていくだろう。また、このような土地の提供と利活用の需要は、北海道の道央圏にすむ市民ばかりでなく人口減少下の北海道各地で地域住民と都市住民の交流として一般化すれば地域の環境と景観の保全にプラスに働くだらう。環境コモンズという活動はこのようなくみとルール化の実験であり、汎用性を秘めている。

#### \*参考文献

- 宮内泰介編『コモンズをささえるしくみ～レジティマシーの環境社会学』2006 新曜社  
草薙 健『苫東の雑木林で～雑木林の保育に学ぶもの～』1997 北方林業 vol.49